

**令和3年度**

**教育委員会事務の点検・評価**

**(令和2年度実績)**

**令和3年 12 月**

**朝来市教育委員会**

## 1 はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第 26 条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが義務付けられています。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

朝来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、令和 2 年度における本市の教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い報告書としてまとめました。

また、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」については、点検及び評価の公正性、客観性を確保するためのものであり、外部評価者として兵庫教育大学大学院 教授 吉川 芳則 氏に専門的な立場から評価と指導をいただきました。

### 【参考】

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 点検・評価の目的

点検・評価を実施することにより、事務事業の課題や取組の方向性を明らかにし、教育行政の効果的な推進を図ることができます。さらに、点検・評価の結果に関する報告書を広く公表することによって、市民に対する行政の透明性の確保と説明責任を果たし、教育行政への理解を図ることを目的としています。

## 3 点検・評価の方法

点検・評価の方法は、本市が実施している行政マネジメントシート(評価書)を活用しています。一次評価を各部長、課長が行い、二次評価を市長、副市長がそれぞれ各評価項目の「拡充」～「廃止」の評価を行います。評価理由には、評価の判断理由を記入しています。なお、この結果は、朝来市のホームページ上にも掲載されています。

掲載しています事務事業については、令和2年度に教育委員会が実施いたしました事務事業の中から、「令和2年度指導の重点」における重点課題について評価を行っています。

## 4 点検・評価の対象事業

点検・評価の対象事業は、次の34事務事業とします。(評価書ページ)

(1) 小学校特色ある学校づくり事業	(学校教育課)	P 1
(2) 中学校特色ある学校づくり事業	(学校教育課)	P 1
(3) 英語教育強化支援事業	(学校教育課)	P 1
(4) 英語指導助手設置事業	(学校教育課)	P 1
(5) 教職員研修事業	(学校教育課)	P 1
(6) 学習指導員配置事業	(学校教育課)	P 1
(7) 子ども子育て支援計画策定事業	(こども育成課)	P 2
(8) 管外保育委託事業	(こども育成課)	P 2
(9) 私立保育所・こども園障害児保育支援事業	(こども育成課)	P 2
(10) 私立保育所・こども園運営改善支援事業	(こども育成課)	P 2
(11) こども園学びのサポーター配置事業	(こども育成課)	P 2
(12) 放課後児童対策事業	(こども育成課)	P 3
(13) 小学校学びのサポーター配置事業	(学校教育課)	P 3
(14) 中学校学びのサポーター配置事業	(学校教育課)	P 3
(15) コミュニティ・スクール推進事業	(学校教育課)	P 3

(16) 小学校整備事業	(学校教育課)	P 3
(17) 中学校整備事業	(学校教育課)	P 3
(18) 小学校教育振興事業	(学校教育課)	P 4
(19) 中学校教育振興事業	(学校教育課)	P 4
(20) 中川小学校屋内運動場大規模改造事業	(学校教育課)	P 4
(21) 社会教育総務一般管理事業	(生涯学習課)	P 4
(22) 生涯学習推進員設置事業	(生涯学習課)	P 4
(23) 人権教育推進事業	(人権推進課)	P 4
(24) 成人式開催事業	(生涯学習課)	P 5
(25) 少年少女オーケストラ事業	(生涯学習課)	P 5
(26) 図書館運営管理事業	(生涯学習課)	P 5
(27) 文化財保護調査・啓発事業	(文化財課)	P 5
(28) 文化財保存活用事業 (竹田城跡保存活用事業)	(文化財課)	P 5
(29) 社会教育団体支援事業	(生涯学習課)	P 5
(30) 保健体育一般管理事業	(生涯学習課)	P 6
(31) 体育協会等支援事業	(生涯学習課)	P 6
(32) 社会体育事業 (全市)	(生涯学習課)	P 6
(33) 温水プール運営管理事業	(生涯学習課)	P 6
(34) 体育施設整備事業	(生涯学習課)	P 6

※注

- ・わくわくオーケストラ事業、学校音楽祭開催事業は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から参加や実施をしなかった。
- ・あさががんばりタイム事業は、学習指導員配置事業として実施した。

5 教育委員会の構成（令和2年度）（令和2年4月～令和3年3月）

役職	氏名	任期	職業等
教育長 職務代理者	青田 勉	H26.5.24～H30.5.23 H30.5.24～R4.5.23	無職
委員	桑田 まゆみ	H28.5.24～R2.5.23 R2.5.24～R6.5.23	無職
委員	足立 武裕	H29.5.24～R3.5.23 R3.5.24～R7.5.23	教会長
委員	高内 祥子	R1.6.7～R5.6.6	音楽講師
教育長	千歳 誠一郎	H29.6.2～R2.6.1 R2.6.2～R5.6.1	教育長2期目

6 教育委員会の開催状況（令和2年4月～令和3年3月）

回数	開催日	開催場所	協議事項等
第1回	4月28日	本庁舎	朝来市子ども・子育て支援法施行規則の一部改正について/朝来市学童クラブ実施要綱の一部を改正する告示について/朝来市子育て学習センター運営要綱の一部を改正する告示について/朝来市補助金等交付規則の施行に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示について/朝来市立小・中学校児童・生徒各種大会出場経費補助規程を廃止する規程について/朝来市立小・中学校児童・生徒各種大会出場補助金交付要綱について/朝来市学校給食センター条例施行規則第19条第3項の特例を定める規則について/朝来市一般会計補正予算（第1号）について/新型コロナウイルス感染症対策について/令和2年度教育委員会事務局組織について/令和元年度朝来市内中学生の進路について/令和2年度市内小・中学校一覧について/令和2年度市内こども園等一覧について/令和2年度台風、大雪等による臨時休校等について/次回教育委員会の日程について
第2回	5月25日	本庁舎	朝来市教育委員会教育長職務代理者の指名について/朝来市小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則について/朝来市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則について/朝来市遺跡発掘調査等検討委

			員会条例の制定について/朝来市臨時子育て・学習支援給付金支給要綱の制定について/朝来市一般会計補正予算(第3号)について/学校教育活動再開における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルについて/次回教育委員会の日程について
第3回	6月23日	本庁舎	朝来市旧神子畑鉦山事務舎条例施行規則の一部を改正する規則について/朝来市一般会計補正予算(第4号)について/第15回朝来市議会定例会一般質問について/新型コロナウイルス感染症対策について/次回教育委員会の日程について
第4回	7月21日	本庁舎	朝来市学校運営協議会設立準備委員会要綱を廃止する告示について/朝来市保育等資格・免許取得支援補助金交付規程について/朝来市学校給食臨時休業対策費補助金交付要綱の制定について/令和2年度朝来市一般会計補正予算(第5号)について/令和2年度夏季の生徒指導について/令和2年度朝来市中学校部活動部員数について/令和2年度新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校行事等の実施について/次回教育委員会の日程について
第5回	8月19日	本庁舎	令和3年度使用教科用図書の採択について/朝来市一時保育事業実施要綱の一部を改正する告示について/朝来市保育所嘱託医委嘱要綱を廃止する告示について/朝来市立保育所の保育管理に関する規程を廃止する訓令について/朝来市保育所バス運行規程を廃止する訓令について/朝来市スクールバス管理運行規則の一部を改正する規則について/朝来市立保育所延長保育実施要綱の一部を改正する告示について/朝来市幼保一元化整備支援事業補助金交付要綱を廃止する告示について/朝来市連合PTA協議会補助金交付要綱を廃止する告示について/令和2年度教育委員会学校訪問日程について/朝来市小・中学校 運動会・体育祭・体育大会の日程について/朝来市小・中学校 修学旅行の日程について/新型コロナウイルス感染症対策について/次回教育委員会の日程について
第6回	9月29日	本庁舎	朝来市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について/朝来市重要文化的景観保護条例の一部を改正する条例制定について/朝来市遺跡発掘調査等検討委員会条例

			の一部を改正する条例制定について/竹田城跡石垣修復検討委員会要綱等を廃止する告示について/朝来市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について/朝来市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について/令和2年度朝来市一般会計補正予算（第6号）について/第17回朝来市議会定例会一般質問について/新型コロナウイルス感染症対策について/次回教育委員会の日程について
第7回	10月23日	本庁舎	朝来市子ども・子育て会議条例の一部改正について/朝来市文化協会補助金交付要綱を廃止する告示について/朝来市小学校部活動振興補助金交付要綱を廃止する告示について/各課より報告事項について/次回教育委員会の日程について
第8回	11月19日	本庁舎	朝来市教職員人事異動方針について/令和2年度教育委員会事務の点検・評価（令和元年度実績）について/令和2年度冬季休業中の生徒指導について/学校業務改善実践に係るアンケートについて/次回教育委員会の日程について
第9回	12月18日	本庁舎	研修「これからの授業に求められていること」 朝来市一般会計補正予算（第7号）について/第18回朝来市議会定例会一般質問について/新型コロナウイルス感染症対策マニュアル Ver. 6について/令和2年度朝来市中学校新人戦等結果について/令和3年度朝来市成人式について/令和3年度兵庫県市町村教育委員会連合会事業について/次回教育委員会の日程について
第10回	1月22日	本庁舎	朝来市教育情報セキュリティ基本規程について/朝来市通学路安全推進協議会要綱の一部を改正する告示について/朝来市子育て学習センター運営要綱の一部を改正する告示について/令和3年度児童生徒数見込みについて/令和2年度卒業（園）式・令和3年度入学（園）式日程について/令和2年度朝来市中学校新人戦等結果について/朝来市学校給食総選挙の実施について/次回教育委員会の日程について
第11回	2月16日	本庁舎	朝来市立小中学校における学校情報セキュリティ対策要綱を廃止する告示について/朝来市子育て学習センター運営要綱を廃止する告示について/朝来市学童クラブ実

			施要綱を廃止する告示について/朝来市生野口銀谷ふれあいセンター条例施行規則を廃止する規則について/令和3年度指導の重点(案)について/令和2年度市内小・中学校卒業式出席者(案)について/令和3年度教職員辞令交付式について/次回教育委員会の日程について
第12回	3月19日	本庁舎	令和2年度朝来市一般会計補正予算(第10号)について/朝来市指定文化財の指定について/朝来市適応指導教室条例施行規則の制定について/朝来市立学校施設の開放に関する条例施行規則の全部を改正する規則について/朝来市学童クラブ条例施行規則の制定について/朝来市子育て学習センター条例施行規則の制定について/朝来市小中学校学習用タブレット等貸与規程の制定について/朝来市保育所等運営補助金交付要綱の全部を改正する告示について/朝来市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について/朝来市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について/朝来市日本オオサンショウウオの会・朝来大会実行委員会補助金交付要綱の制定について/第20回朝来市議会定例会一般質問について/令和3年度入園予定園児数について/令和3年度当初児童生徒数について/令和3年度市内小・中学校等入学式出席者(案)について/令和3年度教育委員会年間行事計画について/次回教育委員会の日程について

7 外部評価者の意見 (評価者:兵庫教育大学大学院 教授 吉川 芳則 氏)

【教育委員会の活動状況及び総括的事項について】

年度内に12回の委員会を実施し、対応を要する事案について適切かつ丁寧な審議がなされた。とりわけ当該年度は、新型コロナウイルス感染症対策が重要課題となったため、年度当初の第1回に始まり、上半期は毎回の委員会で緊急事態宣言下での学校教育、社会教育のあり方が協議された。中でも、第2回では「学校教育活動再開における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルについて」、第4回では「令和2年度新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校行事等の実施について」を議題として審議されており、社会情勢を見据えた委員会としての役割が機能したことがうかがわれる。



また、第9回には「これからの授業にもとめられていること」と題して研修会を実施している。小学校に続いて中学校でも次年度から新学習指導要領による教育課程が全面実施される時期を捉えて、今後の学校教育、授業のあり方について見識を深める機会をもったことは、委員会としての質の高い議論を展開することを担保する意味でも、有意義な取組であった。

### 【主な事業についての評価及び今後に向けての期待】

#### 1 基本方針1 ふるさとに感謝し、自立して未来に挑戦する態度の育成について

「小（中）学校特色ある学校づくり事業」については、「ふるさとの豊かな自然を体感できる」（小）、「ふるさと意識の醸成を図る一助として」（中）、「有益な事業である」と実施価値を認識しながらも、「授業時間数の確保の観点から内容を精選し精査する必要がある」との課題も把握している。本事業が、学校裁量で取り組むことができ、児童生徒自身が生活する地域をしっかりと見つめ直す学習の場を提供することは確かである。委員会としては、新教育課程で求められているカリキュラム・マネジメントの観点から、各学校での効果的な実施に向けての再検討を促すことに取り組まれない。

「英語指導助手設置事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響によるALTの配置の困難な状況が課題として挙げられた。「今後の方向、見通し、対策等」でも指摘しているように、ALT参加の指導のあり方を積極的に蓄積すると共に、そのノウハウをALT不在の場合の指導方法にも波及させ、さらには小学校の事業とも関連させて、今後広く小・中学校の英語学習の場面に共有することを意図した取組を行って行くことが望まれる。

#### 2 基本方針2 「生きる力」を育む教育の推進について

教職員研修の面では、市教育研修所を設置し、研修を組織的、体系的に実施できるようになったことが評価できる。市内の学校、教職員の実態を踏まえためりはりのある研修活動の計画・実施によって、今後着実に成果が上がっていくことを期待する。また国のGIGAスクール構想に対応して、ICT支援員を学校に派遣し、タブレット端末の実質的、効果的な活用を推進することへの見通しをもっていることも堅実な取組だと言える。

「学習指導員配置事業」として、新型コロナウイルス感染症による臨時休業に伴う未指導分の補修等を支援するために、市内小・中学校に学習指導員24人を配置したことは、児童生徒、保護者等に安心感をもたせる、時宜にかなった取組であった。状況に即応した支援体制を施せたことは評価される。こうした迅速かつ現実的な対応は、今後も望まれるところである。

幼児期の教育の充実に関しては、「私立保育所・子ども園運営改善支援事業」

によって多様な保育ニーズに対する対応がなされている。また「こども園学びのサポーター配置事業」において、支援を必要とする園児への介助員配置が適切に行われている。手厚い取組が丁寧になされていると思われる。「放課後児童対策事業」では、支援員や費用面での課題が認識されている。しかし、この事業の重要度は増しこそすれ、減じることはないと考えられる。今後の対応策も示されている。充実させる方向で、粘り強い、着実な事業展開を期待したい。

特別支援教育の充実については、当該年度においても、小・中学校ともに「学びのサポーター配置事業」によって、人員が配置された。本市の特別支援教育への積極的な取組姿勢の現れのひとつである。合わせて教職員の特別支援教育に関する資質向上のための研修等の充実を図ることの必要性を認識している点が評価される。教職員、サポーターが連携した形での教育活動が行われるような仕組みづくりにも尽力されたい。

### 3 基本方針3 子どもたちの学びを支える仕組みの確立について

コミュニティ・スクールの推進については、学校評議員との違いが明確になっていないとする評価がなされている。具体的な情報提供の継続を含め、息の長い丁寧な説明と運営面での支援が必要になると思われる。

小・中学校教育振興事業として、GIGAスクール構想を受けたインフラ整備を構想している。しかし情報環境の面で、本市においては困難な現状も認められる。対応策には物理的な面で限度もあるだろうが、よりよい改善案を模索してもらいたい。

### 4 基本方針4 すべての市民が学ぶ生涯学習社会の形成について

「生涯学習推進員設置事業」では、生涯学習推進員選出の困難な地域が生じてきている問題が指摘され、推進員のあり方や活動のあり方の再検討が今後の対応策として挙げられている。一方で、当該年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響から具体的な活動のあり方を変更した内容が記されている。今後の感染状況の収束が不透明なこともあり、これを一つの契機として、また先の問題と合わせて、今後の活動のあり方を見直す議論を始めてもよいかもしれない。

「文化財保護調査・啓発事業」では、本市の歴史文化遺産に対する地域住民の関心が高まっているとしている。これまでの継続した取組が功を奏してきているものと評価する。地域の文化財についての啓発活動を、いっそう多様な形で推進していただきたい。

「社会教育団体支援事業」や「スポーツの振興」においては、構成員、参加チーム等の減少傾向が共通的な課題として示された。上述した「生涯学習推進

員設置事業」同様に、それぞれの実施様態等、実状に即したあり方を検討する段階にあるかもしれない。

\*\*\*\*\*

## 8 まとめ

平成 19 年度から始めた点検・評価ですが、平成 27 年度からは外部評価者を導入し、本年度は兵庫教育大学大学院 教授 吉川 芳則 氏に本市における活動状況を見ていただき、適切な評価、貴重な意見を教授いただきご指導を受けました。

令和 2 年度、市内各学校園では、子どもたちの心身の健やかな成長に向けて様々な教育活動に取り組んできました。特に小・中学校においては、「小（中）学校特色ある学校づくり」において醸成した「ふるさと意識」や地域とともに作り上げた「地域をしっかりと見つめ直す学習の場」を、学校運営協議会事業の推進につなげました。

令和 3 年度は、学校運営協議会が「地域とともにある学校」の中核として各校の課題改善に向け、関係者が熟議を基に行う協働活動の更なる活性化をめざすことができるよう、教育委員会も各校の取組を支えています。また、外部評価者から指摘があったカリキュラム・マネジメントの推進については、各校の現状に即した効果的な実施に向けて取り組んでいます。

そして、継続的に取り組んでいる授業のユニバーサルデザイン化については、第 2 次を迎え、すべての児童生徒の「できる」につながるよう、習得と活用を意識した授業づくりの研究に取り組んでいます。また、園・小・中連携においては、令和 2 年度に完成したアプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの活用と定着をめざします。

そして、ハード面では、引き続き年次計画に基づき校舎改築及び屋内体育館改修に取り組むとともに、LED化を推進していきます。

今回外部評価者からは、新型コロナウイルス感染症対策を中心に、時宜にかなった取組ができていること、状況に即応した支援体制を施せたこと、迅速かつ現実的な対応について高い評価をいただきました。一方、子どもたちの学びを支える仕組みの確立については、小・中学校教育振興事業として、GIGA スクール構想を受けたインフラ整備について、情報環境の面で対応策には物理的な面で限度もあるだろうが、よりよい改善案を模索していくよう課題もいただいたところです。

今後、教育委員会事務局が、事務事業評価の結果をしっかりと理解し、各事業がめざす目標について再認識を図り、より一層工夫・改善に努めるとともに、各部局と更なる連携を図りながら、市民に信頼される教育行政の推進に努めてまいります。